

令和7年度DMAT技能維持研修及び
統括DMAT登録者技能維持・ロジスティクス研修実施要領

令和7年5月7日

1. 目 的

本研修は、日本DMAT隊員として登録されている者に対して、DMAT活動に必要な知識・技術の維持、資質の向上を目的とし実施する。また、統括DMAT登録者に対し、災害時にDMAT本部の責任者として活動するために必要な知識・技術の維持、資質の向上を目的とした研修を実施する。あわせて、日本DMAT隊員として登録されている者に対して、DMAT本部における本部要員として活動するために必要な知識・技術の習得を目的とした研修を実施する。

また、研修実施にあたり、e ラーニング・オンライン研修、集合研修の形式を併用し、開催することとする。

2. 研修の種別

- ① DMAT技能維持研修
- ② 統括DMAT登録者技能維持・ロジスティクス研修

3. DMAT技能維持研修

(1) 対象者

原則として、研修ごとに指定するブロックに登録されているDMAT登録者。

ただし、定員に余裕がある場合、対象ブロック外からの受講も認めることがある。

(2) 研修事業実施者

厚生労働省の委託により国立健康危機管理研究機構(JIHS)が実施するものとする。

(3) 受講者の推薦及び決定

① 受講者の推薦

受講者は、対象となる都道府県が受講希望者を国立健康危機管理研究機構(JIHS)危機管理・運営局DMAT事務局(以下「DMAT事務局」という)に推薦するものとする。推薦の方法は研修ごとにDMAT事務局が都道府県に別途連絡する。

② 受講者の決定

DMAT事務局は、都道府県から推薦のあった者およびその他受講すべきと認められる者のうちから受講者を決定し、都道府県に通知するものとする。

(3) 研修形式の説明

e ラーニング・オンライン研修、集合研修を 1 回ずつ受講することで、技能維持研修 1 回の研修を修了したものとする。

- ① e ラーニング・オンライン研修:e ラーニングシステム上において任意の時間に講義動画を視聴し、付与された課題を指定された日時までに実施するものをいう。集合研修前の受講を必須条件とする。
- ② 集合研修:指定した会場に集合し演習等を行うものをいう。1回あたり0.5日間の研修を実施。

(4)修了証書

本研修を受講し、修了した者には修了証書を授与する。

(5)研修実施会場

DMAT事務局が研修実施会場を選定し実施する。

(6)受講定員

研修実施会場の収容人数、または研修参加講師の人数に応じてDMAT事務局が定める。

(7)研修内容

以下の項目を標準とする。

【e ラーニング】

- ① CSCATTT について
- ② 広域災害における DMAT 活動と広域災害救急医療情報システム(EMIS)
- ③ 広域災害救急医療情報システム(EMIS)の操作実習
- ④ 被災地での安全管理
- ⑤ SCU 運営
- ⑥ 避難所・救護所・診療所支援活動
- ⑦ 本部運営と記録
- ⑧ DMAT 本部の活動
- ⑨ 新興感染症対応

【集合研修】

- ① 被災地での安全管理
- ② 病院支援
- ③ 医療搬送拠点での活動(選択講義)
- ④ 避難所・救護所・診療所支援活動(選択講義)
- ⑤ DMAT活動拠点本部運営(選択講義)

(8)研修の複数回の受講について

- ・ 同一年度内に複数回の集合研修を受講する場合、当該年度内に受講済みのeラーニング・オンライン研修の再度の受講は不要とする。
- ・ ただし、1日に2回連続して開催される集合研修または2日間にわたって連続して複数回実施される集合研修において、複数回の受講は不可とする。

4. 統括DMAT登録者技能維持・ロジスティクス研修

(1) 対象者

原則として、研修ごとに指定するブロックに登録されているDMAT登録者(職種を問わない)。
ただし、定員に余裕がある場合、対象ブロック外からの受講も認めることがある。

(2) 研修事業実施者

厚生労働省の委託により国立健康危機管理研究機構(JIHS)が実施するものとする。

(3) 受講者の推薦及び決定

① 受講者の推薦

受講者は、対象となる都道府県が受講希望者を国立健康危機管理研究機構(JIHS)危機管理・運営局DMAT事務局(以下「DMAT事務局」という)に推薦するものとする。推薦の方法は研修ごとにDMAT事務局が都道府県に別途連絡する。

② 受講者の決定

DMAT事務局は、都道府県から推薦のあった者およびその他受講すべきと認められる者のうちから受講者を決定し、都道府県に通知するものとする。

(3) 研修形式の説明

eラーニング・オンライン研修、集合研修を1回ずつ受講することで、統括DMAT登録者技能維持・ロジスティクス研修(以下、統括技能維持研修と言う)1回の研修を修了したものとする。

- ① eラーニング・オンライン研修:eラーニングシステム上において任意の時間に講義動画を視聴、付与された課題を指定された日時までに実施するものをいう。集合研修前の受講を必須条件とする。
- ② 集合研修:指定した会場に集合し演習等を行うものをいう。1回あたり2日間の研修を実施。

(4) 修了証書

本研修の受講により、DMAT技能維持研修を修了したものとして、修了証書を授与する。

(5) 研修事業実施施設

DMAT事務局が研修実施会場を選定し実施する。

(6) 受講定員

研修実施会場の収容人数、または研修参加講師の人数に応じてDMAT事務局が定める。

(7) 研修内容

3. (7)DMAT技能維持研修の研修内容に加え、以下の項目を含むものを標準とする。

【eラーニング】

- ① DMATの指揮・調整のあり方
- ② DMAT本部における広域災害救急医療情報システム(EMIS)
- ③ 搬送調整及びDMAT・SCU指揮所の役割

【集合研修】

- ① DMAT活動拠点本部の役割
- ② DMAT都道府県調整本部の役割
- ③ DMAT・SCU指揮所の役割

(8) 研修の複数回の受講について

- ・ 同一年度内に複数回の集合研修を受講する場合、当該年度内に受講済みのeラーニング・オンライン研修の再度の受講は不要とする。

5. その他

集合型研修については、旅費、滞在費及び宿泊費等実費相当分については受講者側の負担とし、受講者は、DMAT事務局が指定する研修に必要な物品を持参するものとする。宿泊施設については、原則として受講者各自が確保することとする。

eラーニング・オンライン研修については、受講者側が物品およびインターネット環境を準備するものとし、通信費は受講者側の負担とする。